

海老名市立今泉小学校増築校舎整備事業

内容説明事項書

海 老 名 市

1. 業 務 概 要 海老名市立今泉小学校増築校舎に係る新改築工事及び改修工事を行うものとする。
2. 法 令 の 遵 守 本工事の実施に当たり、建築基準法、消防法、その他各関係法令・規則等を確実に遵守すること。
3. 官 公 署 手 続 官公署手続きは、全て受注者の責任と負担に於いて行うこと
4. その他の事項

項 目	適 用	内 容	備 考
(1)事業区分			
①事業区分	☒ 補助事業 ☐ 市単事業	公立学校施設整備費負担金事業	
(3)工程関係			
①工期内施設利用	☒ 有 ☐ 無		安全対策を施し、児童その他関係者の安全確保を図ること
②関連工事、その他工事	☐ 有 ☒ 無		
③施工時期の制限	☐ 有 ☒ 無		日曜、祝日は原則休工とする。
④施工時間の制限	☒ 有 ☐ 無		運動会などの学校行事に支障をきたさないように最大限に配慮すること
⑤協議未成立事項	☐ 有 ☒ 無		
(4)仮設関係			
①仮設計画	☐ 有 ☒ 無		受注者において、仮設計画図を作成し、事前に施設管理者及び市担当者等の承諾を受けること
②交通誘導員	☒ 有 ☐ 無		
③工事用電力、水の利用	☐ 有 ☒ 無	受注者対応	
④濁水・湧水処理における特別な対策等	☐ 有 ☒ 無		
(5)支給品			
①支給品について	☐ 有 ☒ 無		
(6)建設副産物関係			
①建設発生土	☒ 有 ☐ 無	原則、指定処分場とする	愛川町田代処分場（予定）
②建設副産物 建設廃棄物	☒ 有 ☐ 無		
③その他 (特別産業廃棄物等)	☐ 有 ☒ 無		
(7)各種調査、使用制限			
①各種調査	☒ 有 ☐ 無	工事特記仕様書による	
②使用制限 関係法令、規則等を遵守するのは当然のこと右記事項にも配慮すること	☒ 有 ☐ 無	揮発性有機化合物等	本工事に使用する材料は、揮発性有機化合物等の放散しないもの又は放散量の少ないものを使用すること (F☆☆☆☆使用)

項 目	適 用	内 容	備 考
(8) 現場対応			
①現場照査等		事前調査を十分に行い、不明確な部分は工事打合簿により施工前に市監督員と協議し、確認をとること	
②公衆災害		本工事における振動・騒音・粉塵・悪臭等については、特に注意し、付近住民とのトラブルについては、受注者の責任において解決すること	
③原形復旧		工事範囲内の備品類の移動及び養生、清掃については、受注者の責任において実施し、工事後は原形に復すること	
(9) その他			
①適用基準等		■ 海老名市ホームページ「海老名市公共工事共通事項書」適用図書による。 ☐ ☐ ☐	
②工事完成図書		■ 海老名市ホームページー検査担当からのお知らせ 「18 工事関係様式」内、工事提出書類チェックリストによる ■ 海老名市ホームページー営繕課担当事務 「海老名市営繕工事 工事提出書類作成等の手引き」による	
③海老名環境マネジメントシステム		市では、海老名環境マネジメントシステムの運用に伴い、「公共工事環境配慮マニュアル」が適用となった。よって本工事では、その環境配慮マニュアルに基づき別紙の項目で対象となる作業について環境配慮に努めること	
④法定外の労災保険の加入		本工事において、受注者は法定外労働災害補償制度（法定外の労災保険）に加入すること。また、受注者は保険契約を締結したときは、発注者にその証券等を提示すること。	



公共工事において配慮すべき環境要素

海老名市の公共工事において配慮の対象とすべき環境要素は、以下の一覧表のとおりとする。これらの環境要素は、工事施工過程の環境負荷の低減はもとより、公共工事の成果として地域及び地球環境に有益な影響が得られるためには不可欠なものである。

環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境・景観	(1)緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑 ②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2)地形・地質	その場所本来の地形・地質とそれに依拠する生態系
	(3)水辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(4)動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
	(5)歴史的遺産	①地表に存在する文化財、遺跡等 ②埋蔵文化財
	(6)景観	①その土地の現在の景観 ②その土地に現在ある眺望地点とそこからの景観 ③道路等、都市基盤施設がもたらす景観
2 地球環境	(1)資源	①石油類・金属・水・岩石等の鉱物資源 ②木材等の森林資源
	(2)大気	①公園、屋外体育施設又は工事などで発生する砂塵による迷惑を考慮すべき局地的な大気環境 ②自動車の排ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気環境 ③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3)水質	①公園、屋外体育施設、駐車場などの排水の影響を受ける水系 ②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系 ③土木工事により影響を受ける地下水
	(4)土壌	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面
	(5)建設副産物	①排出土 ②コンクリートガラ ③アスファルトガラ ④伐採材 ⑤まだ使用可能な製品 ⑥鉄骨・鉄筋・その他の金属類の切りくず ⑦不要木材 ⑧PCB等の毒性物質 ⑨その他の建設廃材
	(6)熱帯林	コンクリート型枠などに使用され、減少を続ける熱帯林資源
3 生活環境	(1)騒音	①工事作業機械の稼動による騒音 ②工事用車両走行による騒音 ③公園、野球場、陸上競技場等屋外体育施設での騒音 ④施設の空調機等電気・機械設備の騒音
	(2)振動	①工事作業機械の稼動による振動 ②工事用車両走行による振動
	(3)悪臭	しゅんせつ土等の悪臭
	(4)電波障害	大規模建築物による電波受信状態への影響
	(5)日照障害	大規模建築物による日影時間への影響
	(6)地域生活環境	①公園、野球場、陸上競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境 ②道路整備におけるルート又は道路構造による地域分断 ③歩道若しくは道路横断施設又はその他の公共施設等における高齢者・障害者の安全な通行・歩行環境 ④大規模建築物の駐車場等への出入り車両により影響を受ける交通の安全性 ⑤工事車両の出入りにより影響を受ける交通の安全性

□ 設計・施工時に配慮する事項

3. 建物建築・改修工事

作業	配慮事項	環境要素
工事全体	周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑える。	3-(1)-①② 3-(2)-①②
掘削	排出土の発生を抑える設計を行う。	2-(5)-①
搬出土処理	極力現場内での利用を図る。	2-(5)-①
	搬出する場合は他の市内工事での有効利用を図る。	2-(5)-①
	排出土中に他の廃棄物が混入しないよう分別する。	2-(5)-①
地業	砂利地業では再生砕石を使用する。	2-(5)-②③
型枠	鋼製型枠の使用を検討する。	2-(6)
鉄骨・鉄筋	切りくず等のリサイクルに努める。	2-(5)-⑥
金属類	切りくず等のリサイクルに努める。	2-(5)-⑥
木材	集成材の使用を検討する。	2-(1)-②
雨水排水	雨水の集水桝に浸透型を使用する。	2-(3)-③
内装	石膏ボードはリサイクル製品を使用しない（廃棄処分時に有害物質が発生する）。	2-(5)-⑧
	壁紙等はリサイクル製品を使用する。	2-(1)-②
	ホルムアルデヒド等の低使用製品を使用する。	2-(5)-⑧
断熱	冷暖房施設の省エネのため、断熱構造とする。	2-(1)-① 2-(2)-③
工事作業機械・車両運行	低騒音・低振動型作業機械を使用する。	3-(1)-①
	排ガス規制に適合した作業機械・車両（ディーゼルエンジン）を使用する。	2-(2)-②
	周辺住民の生活を妨げないように作業時間帯を設定する。	3-(1)-①② 3-(2)-①② 3-(6)-⑤
	道路以外の場所に作業機械搬入車両、ダンプトラック等の待機場所を確保する。	3-(6)-⑤
	工事用作業機械・車両の待機中はアイドリングをしない。	2-(2)-② 3-(1)-①

□ 設計・施工時に配慮する事項

6. 機械設備工事

作業	配慮事項	環境要素
機械設備	低騒音・省エネ型のもを採用する。	2-(1)-① 2-(2)-③ 3-(1)-④
掘 削	排出土の発生を抑える設計を行う。	2-(5)-①
	周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑える。	3-(1)-①② 3-(2)-①②
排出土処理	極力現場内での利用を図る。	2-(5)-①
	搬出する場合は他の市内工事での有効利用を図る。	2-(5)-①
	排出土中に他の廃棄物が混入しないよう分別する。	2-(5)-①
埋め戻し	現場内排出土及び再生砕石を使用する。	2-(5)-①②③
排出物	材種別に分別収集し、リサイクルできるものは必ず再生プラントへ搬入する。	2-(5)-①～⑨
	廃棄物の適正処理（マニフェスト管理）	2-(5)-①～⑨
	フロン等の適切な管理・処分を行う。	2-(2)-③
工事作業機械・車両運行	低騒音・低振動型作業機械を使用する。	3-(1)-①
	排ガス規制に適合した作業機械・車両（ディーゼルエンジン）を使用する。	2-(2)-②
	周辺住民の生活を妨げないように作業時間帯を設定する。	3-(1)-①② 3-(2)-①② 3-(6)-⑤
	道路以外の場所に作業機械搬入車両、ダンプトラック等の待機場所を確保する。	3-(6)-⑤
	工事用作業機械・車両の待機中はアイドリングをしない。	2-(2)-② 3-(1)-①

□ 設計・施工時に配慮する事項

7. 電気設備工事

作業	配慮事項	環境要素
電気設備	省エネ型機器を採用する。	2-(1)-① 2-(2)-③
排出物	材種別に分別収集し、リサイクルできるものは必ず再生プラントへ搬入する。	2-(5)-①～⑨
	廃棄物の適正処理（マニフェスト管理）	2-(5)-①～⑨
	P C B等の適切な管理・処分を行う。	2-(5)-⑧
工事作業機械・車両運行	低騒音・低振動型作業機械を使用する。	3-(1)-①
	排ガス規制に適合した作業機械・車両（ディーゼルエンジン）を使用する。	2-(2)-②
	周辺住民の生活を妨げないように作業時間帯を設定する。	3-(1)-①② 3-(2)-①② 3-(6)-⑤
	道路以外の場所に作業機械搬入車両、ダンプトラック等の待機場所を確保する。	3-(6)-⑤
	工事用作業機械・車両の待機中はアイドリングをしない。	2-(2)-② 3-(1)-①